

第1章 地域福祉保健計画について

第1節 地域福祉保健計画とは

地域福祉保健計画とは、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりをめざし、住民、事業者、公的機関（行政・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が地域の課題解決に協働して取り組み、「頼み、頼まれる」身近な支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、策定・推進する計画です。¹⁾

青葉区では、「**青葉区地域福祉保健計画（青葉かがやく生き生きプラン）**」として、平成17年に策定した第1期計画から今日まで、さまざまな取組を地域の皆さんとともに進めてきました。

（1）計画の必要性

近年、地域を取り巻く状況は大きく変化しています。少子高齢化、核家族化による家族形態の変化、人々の価値観や生活スタイルの多様化等により、住民同士のつながりが希薄になっていると感じる人も多くなってきています。また、「団塊の世代²⁾」が75歳以上となる令和7年（2025年）には、青葉区においても、約4人に1人が高齢者であると予想されており、支援を必要とする人が増えていくと考えられます。

これからも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、声かけや見守り、ちょっとしたお手伝いなどができる、地域のつながりや支えあいの意識を強めていく必要があります。

- ★地域の皆さんがつながると……介護、子育て、健康づくり、災害時などいろいろな場面で力を発揮し、地域の課題を皆さんで解決していくことができます！
- ★地域福祉保健計画は……地域の皆さんが、「自分の住んでいる地域がこうなるといいな」と思うことを、みんなで一緒に考え、進めていく計画です！

（2）計画の構成

青葉区地域福祉保健計画は、「**区計画**」及び「**地区別計画**」から構成されています。

「区計画」は、地区別計画の支援と、区域全体での課題ニーズに応じた取組を合わせて推進しています。

「地区別計画」は、より身近な地域の特性に応じた課題に対応するため、15の地区連合町内会ごとに計画を策定・推進しています。

（3）計画の期間

青葉かがやく生き生きプランは、これまでに第1期～第3期計画を策定してきました。第4期計画は、令和3年度から7年度までの5年間を対象とします。

1) 平成12年に社会福祉法が改正され、総合的な地域福祉の推進が大きな柱として打ち出されました。この中で、「地域福祉計画」は地域住民や事業者等福祉保健活動を行うあらゆる人・団体を主人公に、意見を反映させながら策定し、推進することとされています。横浜市では、福祉と保健の取組を一体的に推進していくために、計画を「地域福祉保健計画」としました。

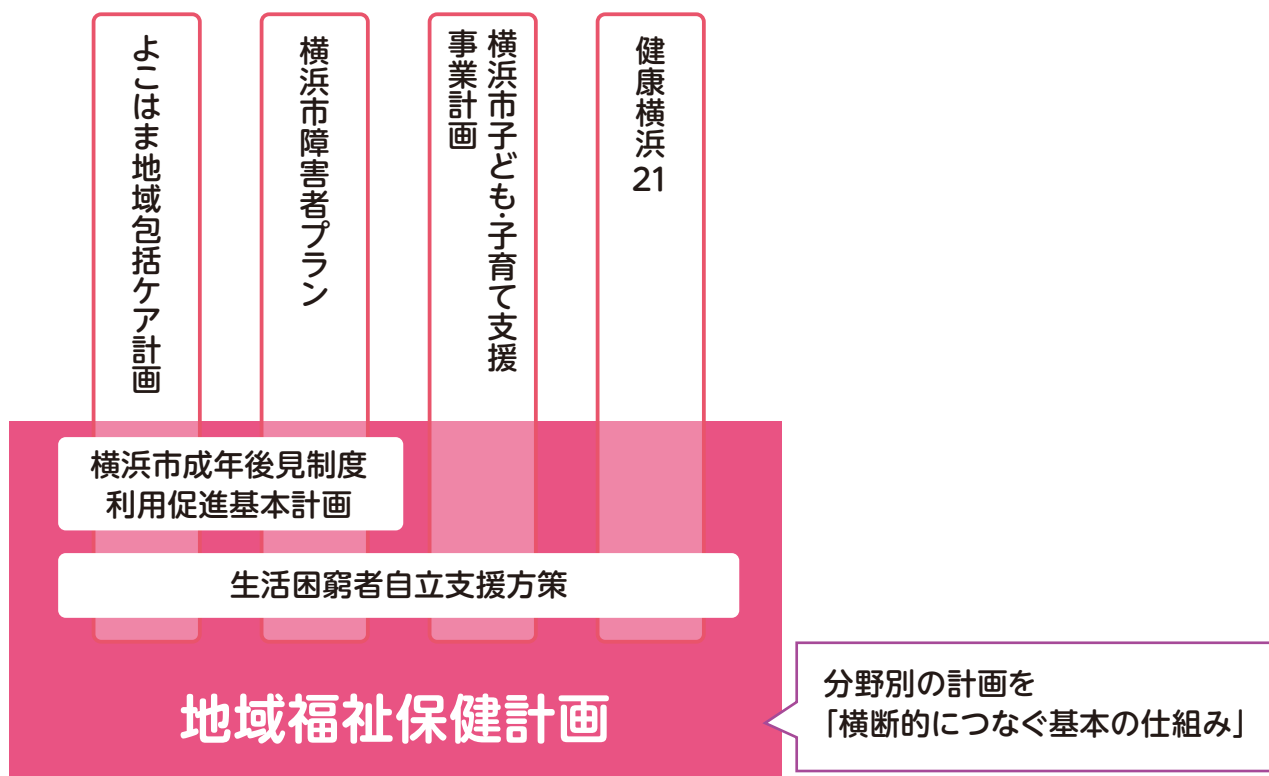
2) 昭和22年（1947年）～24年（1949年）生まれの世代

第2節 青葉区地域福祉保健計画の位置づけ

社会福祉法の下、横浜市では区ごとの特性に応じた18区の区地域福祉保健計画と、それを支援する市計画「よこはま笑顔プラン」を策定し、推進しています。

また、横浜市には、高齢・障害・子ども・健康づくり等の分野別計画がありますが、地域福祉保健計画は、それぞれの分野別計画を“地域”の視点でつなぎ、横断的に展開していく仕組みづくりの役割を果たします。

青葉区では、市計画を踏まえ、区の特徴やニーズに基づいて、「お互いの顔が見え、支えあい安心して暮らせるまち」の実現をめざし、青葉区地域福祉保健計画を策定・推進しています。



第3節 地域福祉活動計画との一体化

社会福祉協議会は、1980年代後半から地域福祉活動を推進するために地域の皆さんや福祉施設・団体の人々と協働して、「地域福祉活動計画」を作成し、この計画に基づいて地域福祉活動を進めてきました。

青葉区社会福祉協議会（区社協）も、平成6年の分区と同時に設立され、平成8年から「青葉区地域福祉活動計画（青葉やまぶきプラン）」を掲げ活動してきました。

区役所の「青葉区地域福祉保健計画」と、区社協の「青葉区地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉保健を推進するための計画であり、相互に補完し、連携・役割分担し総合的に進めるため、第2期計画から一体的に策定・推進を行っています。

